

令和7年度 第2回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

1 開催日時

令和7年12月17日（水）19時00分～20時30分

2 開催場所

広島市役所北庁舎6階 教育委員室

3 出席者

(1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機関名	役職名	備考
広島市	こども未来局こども青少年支援部 青少年育成担当課長	
広島市小学校長会	会長（広島市立観音小学校長）	
広島市公立中学校長会	会長（広島市立古田中学校長）	
広島市立高等学校長会 ◎	会長（広島市立広島商業高等学校長）	
広島市児童相談所	第一相談担当課長	欠席
広島法務局	人権擁護専門官	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 統括少年育成官	
広島県臨床心理士会	理事	
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市P.T.A協議会	専務理事	
広島市医師会	常任理事	
広島県社会福祉士会	子ども・家庭支援委員会委員長	
広島人権擁護委員協議会	こども人権委員会 委員長	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

(2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員

4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- (1) 令和6年度不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告）【資料1】
- (2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて
- (3) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料2】

5 傍聴人の人数

0人

6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図
- (2) 資料1、2
- (3) 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

7 会議の要旨

(1) 令和6年度不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告）【資料1】

広島市教育委員会（以下、「教委」という。）が、資料1を説明し、次の質疑があった。

【○構成員 ●教委】

- 資料1の<不登校児童生徒の状況>について、「4 相談・指導等を受けた機関等」の表を見ると、「学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない人数」が多いように思うが、その点についての見解を教えてほしい。
- それぞれ状況が異なるため、理由は一概に言えないが、あくまでも専門的な相談・指導を受けていないということであり、学校が通常行う支援を受けることはできている。
- SNS等、表面的には見えにくいいじめもあると思うが、どのようなものがあるのか。
- SNS等のいじめは、全体の約3%程度ある。内容としては、画像に落書き等をされる、LINEでトラブルになるなどがある。

(2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて

教委が、来年度の「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの進捗状況について説明し、特に質疑はなかった。

(3) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料2】

教委が、資料2を説明し、次の意見が出た。【○構成員 ●教委】

- 教員以外が、学校と保護者の間に入ることも必要。保護者同士のわだかまりがなくなることが、子ども同士の関係の改善につながる。
- 法務局では、相談や面談を行うことができる。要望があれば、被害者や学校との調整や、学校の対応についての確認ができる。ただし、加害行為などの調査を行うことはできない。
- 被害者側の精神的な支えとしてスクールカウンセラーが対応できるとよい。Aのアセスメントを行う中で、必要に応じて病院につなぐ。Bの行動にも着目し、家族との関係も含めアセスメントしていく必要がある。
- Aの母は、視野が狭くなっているため、現状、Aの心理的負担が大きくなる可能性がある。学校に対する不信感があるため、スクールカウンセラー等、他の人が、Aの家庭を外部機関につなげていく。Bは、同様の行為を繰り返しており、他者の気持ちが理解できないなど、課題がある可能性もある。Bに対するカウンセリングも必要である。
- 警察に、Aから訴えがあれば、Bは触法少年扱いになり、調査を進めるようになる。確認を進める中で、学校と警察の連携は不可欠。Aに対する医療支援やカウンセリング等が必要であれば、紹介することができる。被害者の支援は、サポートセンターも行っている。Aが金銭を持ち出した背景についても確認が必要。該当者以外への未然防止の指導として、犯罪防止教室を実施することもできる。

- 弁護士に相談があれば、学校やBとの間に入ることができる。代理人が入る方が話しやすいこともあるため、Aの保護者に話ができる人が、弁護士相談を勧めることで話を進められる。触法少年への援助も弁護士会で行っており、Bの立場でAと話すこともでき、最終的に双方が学校に通うための支援となる。
- 学校として、Bの聞き取りを行う前にAの気持ちを聞き、その後、Bに確認をすることで、落としどころを見つけられたかもしれない。学校は、Aの思いに気付けなかった可能性がある。
- 母子家庭であれば、福祉とのつながりを作ることで、相談員等、話をすることができる人ができるのではないか。事案が落ち着いた段階で、スクールソーシャルワーカー等が経済的な支援を受けられるようつなぐこともできる可能性がある。
- 人権擁護委員に連絡があれば、保護者が冷静な状態で話せるよう進めていく。子どもが不登校になると、保護者が困ることもある。
- Aの母が抱える悩みは、本事案以外にもあると考えられる。今回は、不安や不満が噴き出すきっかけとなったのではないか。Aの母に対し、ケアをしていくことが必要。Aの母が話を聞いてもらえる場所を紹介することが必要。
- Aの家庭にも問題があり、家庭支援が必要なケースだと考えられる。学校から教育委員会に相談があれば、関係機関への連携や、当事者同士の思いの確認などをするよう助言する。保護者が納得しない場合は、教育委員会にかけてもらい、話すこともできる。
- 解決が難しいケースだと考えられるが、子ども青少年支援部に連絡があれば、相談員が話を聞き、助言できることもある。
- スクールカウンセラーについて、学校がAの保護者に勧めることができない状況であれば、スクールカウンセラー自身が能動的に話を聞きにいくことも可能ではないか。